

平成 2 1 年 6 月 2 6 日

平成 2 1 年 第 6 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 1 年 第 6 回 東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成21年 6 月26日（金曜日）午後 2 時00分～午後 3 時10分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 4 ・ 5 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴 彦

社会教育部長 窪 田 きく江

学 校 教 育 部
参 事 兼 今 城 徹
指 導 室 長

建 築 課 長 兼
教 育 施 設 担 当 堂 垣 隆 志
副 参 事

学校教育課長 下 平 一 紀

給 食 課 長 猿 橋 壽 一

統括指導主事 布 宮 英 明

社会教育課長 高 杉 春 行

中央公民館長 長 島 孝 夫

中央図書館長 松 井 悟

指 導 主 事 阿 部 啓 介

6. 書 記

主 事 谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第6号報告 事務の臨時代理の承認について

第5 第7号報告 事務の臨時代理の承認について

第6 第8号報告 平成21年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の
交付に伴う答申について

第7 第23号議案 東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規
則

第8 第24号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱について

第9 第25号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則

第10 その他報告事項 (1) 公立学校施設の耐震改修状況調査結果について
(2) 学校運営連絡協議会委員の委嘱について(第一、第
三、第七、第八小学校及び第一、第二、第四、第五
中学校)
(3) 東大和市立小・中学校における新型インフルエンザ
対応指針について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成21年第6回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、小泉委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
○佐久間教育長 それでは、平成21年5月19日から平成21年6月23日の間の諸務報告を申し上げます。

平成21年5月19日、社会教育委員会議に出席いたしました。平成21年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付について、社会教育委員会議に諮問書をお渡ししたものであります。

同日、教科書採択部会に出席いたしました。今年度は、中学校の教科書採択の年に当たっておりますが、新学習指導要領の実施により、今回採択を行った教科書は、平成22年度と23年度の2箇年しか使用しないことになります。このことから、教科書を発行している各社では、ここで新しい教科書を発行することではなく、社会科の歴史で1種類発行されただけとのことであります。したがって、今回の教科書採択については、中学校社会科歴史について及び特別支援学級の教科書採択の調査部会を設置したものであります。

5月20日、体育施設等指定管理者選定委員会第1回に出席いたしました。平成22年度から、市民体育館、市民プール、上仲原野球場、上仲原テニスコート及び桜が丘市民広場について指定管理者制度を導入する計画となっております。そこで、市と契約する相手方を選定するために、副市長を委員長とする委員会を設置したものであります。

なお、指定管理者として事業を行いたいと応募した会社は9社であります。

同日、東京都市教育長会定例会に出席いたしました。今回、大きな議題はあり

ませんで、教育長会以外のもろもろの委員会へ派遣する委員を決めたこと、教育長会の研修等について協議をいたしました。続いて、東京都から新型インフルエンザに対する東京都の対応について説明がありました。次に、市長会事務局から、省エネチャレンジ事業へ積極的に参加してほしい旨を各市の小・中学校、児童・生徒にPRしてほしいことが話されました。

なお、当市では平成20年度に第十小学校が特別賞を受賞されております。

5月21日、第七小学校のホタル観賞会を見学いたしました。ホタル観賞会は今年で13回目になるとのことです。

5月22日、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会に出席いたしました。桐生市において行われたものであります。来年度は千葉県で行われることが決定されました。

5月23日、蔵敷公民館まつり開会式に出席いたしました。蔵敷公民館まつりは、5月23日と24日の2日間行われまして、約820の方が来館されました。

5月25日、東京都市町村教育委員会連合会総会に出席いたしました。教育委員会連合会の会長の任期は2年であります。21年度の会長は、20年度に引き続き羽村市の教育委員長志田保夫氏が留任いたしました。

5月26日、東大和市議会臨時会に出席いたしました。市議会の人事に関することが主な内容であります。市議会議長には粕谷洋右氏、副議長には尾崎信夫氏が就任されました。その他、市議会の組織及び人事につきましては、お手元の一覧表をご覧くださいと存じます。

5月27日、東京都文京区役所の指導室を訪問いたしました。当市の前第七小学校長伊藤浩介氏が本年4月から文京区役所の指導室長に転任されたため、指導室訪問をしたものであります。

5月29日、公立小・中学校PTA連合協議会総会に出席いたしました。平成21年度の公立小・中学校PTA連合協議会会長には、第一小学校PTA会長高杉知春氏が就任いたしました。

5月30日、（仮称）東大和市郷土美術館特別公開を見学いたしました。当市で制作活動をされた吉岡堅二氏の住まいと絵画を特別公開したものであります。特別公開は、5月30日と31日の両日行われまして、2日間で250の方が来訪されました。

6月1日、第四中学校の運動会を見学いたしました。

6月2日、第一中学校の運動会及び第六小学校の運動会を見学いたしました。

6月5日、社会を明るくする運動役員会に出席いたしました。6月25日に行われる実施委員会に諮る平成20年度の活動報告、決算報告及び平成21年度の事業計画案、予算案について協議したものであります。

同日、文化祭実行委員会に出席いたしました。今年度の文化祭に向け、具体的に活動を開始いたしましたものであります。ちなみに、今年度の市民文化祭は10月17日から11月3日までの18日間の予定で行われることになっております。

6月7日、環境市民の集い開会式に出席いたしました。環境市民の集いには、約3,500の方が来場されました。

6月9日から23日までの間、平成21年第2回東大和市議会定例会が開催されました。6月9日の議会初日には、議案、補正予算等が審議されました。人権擁護委員の人事案件で、10月以降ですが、現在の尾崎実氏が退任し、後任に高橋榮氏を法務省に推薦することが承認されました。6月10日から16日までの間、一般質問が行われました。それから、6月17日、18日、19日には常任委員会が行われました。次に、23日に本会議が行われ、常任委員会の審査状況、結果が報告されるなどして閉会となりました。

なお、今議会で出た主な項目はお手元のとおりであります。後ほどご参照していただければと思います。

6月12日、自治会長会議に出席いたしました。ふれあい市民運動会の実施について協力を仰いだものであります。

6月13日、第三中学校の体育大会を見学いたしました。

同日、第一中学校の道徳授業地区公開講座を見学いたしました。

6月14日、第四小学校道徳授業地区公開講座を見学いたしました。この授業にあわせ、東京都の事業として、校庭の芝生化事業のPRも行われまして、第四小学校の校庭に、面積は少ないのですが、芝生がセットされております。期間としては原則2週間となっております。

6月18日、東大和市公立学校健全育成会議に出席いたしました。これは、学校の副校長、生活主任、保護司、青少対、防犯協会の方々が、児童・生徒が健全に成長していくように協議するものであります。

6月19日、北多摩北地区公立中学校長会に出席いたしました。北多摩北地区には、東村山市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市と東大和市が入って

おりまして、今年度は東大和市の第三中学校石井裕光校長が会長となりました。

6月20日、中央公民館まつり開会式に出席いたしました。中央公民館まつりは、6月20日と21日の2日間で、約3,100人の方が来館されました。

6月22日、社会教育委員会議から答申を受領いたしました。5月19日に諮問いたしました社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申をいただいたものであります。この答申には附帯意見がついております。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。
(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第5号報告 事務の臨時代理の承認について（平成21年度東大和市一般会計補正予算（第1号）（教育費）について）、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 本件は、平成21年度東大和市一般会計補正予算（第1号）であります。

このことにつきましては、第2回市議会定例会に第37号議案として提出され、6月9日に可決されておりますが、前回の教育委員会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。そのため、市議会に提出する前に、東大和市教育委員会に付することができませんでしたので、平成21年6月2日付で事務の臨時代理をさせていただきました。

今回の教育委員会にご報告申し上げ、ご承認をいただきたくお願いするものであります。

概要につきましては学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○阿部学校教育部長 私のほうから、平成21年度東大和市一般会計補正予算（第1

号)につきましてご説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費であります。2ページの説明欄をご覧くださいと存じます。

事業番号2、教育事務管理費は34万円の増額であります。

8節報償費は33万6,000円の増額で、東大和市学校規模等のあり方検討委員会の委員8名の報償であります。ここで新たに要綱で設置するもので、所掌事務を市立学校の適正規模、適正配置に関することとし、委員は学識経験者5名と公募の市民3名で構成したいと考えております。6回分を計上したものであります。

12節役務費、①通信運搬費は郵便料4,000円の増額であります。ただいまの委員への文書等の送付に必要な郵便料であります。

次に、1ページの3目教育指導費であります。2ページの説明欄をご覧くださいと存じます。

事業番号5、児童・生徒指導事業費は3万円の増額であります。

12節役務費、⑥保険料は交通擁護ボランティア保険料3万円の増額であります。人数が当初の見込みよりも増えまして、保険料が不足するおそれがあるために増額するものであります。

事業番号7、学校安全ボランティア事業費は1万5,000円の増額であります。

12節役務費、⑥保険料はスクールガード保険料1万5,000円の増額であります。こちらでも人数が当初の見込みよりも増え、保険料が不足するおそれがあるため増額するものであります。

事業番号11、教育指導管理事務費は272万6,000円の増額であります。

11節需用費、④印刷製本費は59万6,000円の増額であります。学校支援地域本部事業で、学校に対してより一層地域の方々に関心をお寄せいただき、ご支援がいただけるようパンフレットなどの作成をするものであります。

19節負担金補助及び交付金は213万円の増額で、東京都の指定を受けた第三中学校へ交付するものであります。人権尊重教育推進校事業補助金は37万4,000円の増額で、東京都の指定を受けた第四中学校へ交付するものであります。

豊かな体験活動推進事業補助金は50万円の増額で、東京都の指定を受けた第五中学校へ交付するものであります。

4ページをお開きください。

事業番号14、学校行事・部活動等運営支援事業費は388万2,000円の増額であります。

19節負担金補助及び交付金は388万2,000円の増額であります。

なお、財源は全額国や都の支出金であります。

スポーツ教育推進校事業補助金は250万円の増額で、東京都の指定を受けた第四、第九、第十小学校及び第三、第四中学校へ交付するものであります。

運動部活動等活性化推進事業補助金は138万2,000円の増額で、国から指定を受けた第二中学校へ交付するものであります。

次に、3ページの5項保健体育費、3目学校給食費であります。4ページの説明欄をご覧いただきたいと存じます。

事業番号2、学校給食センター運営費は75万2,000円の増額であります。

1節報酬は32万4,000円の増額で、学校給食センター運営委員会委員報酬の増額であります。現在の給食センター老朽化に伴い、今後の給食のあり方を検討する必要があるため、委員会を開催する回数を増やすものであります。

8節報償費から12節役務費までは、本年度栄養教諭1名が配置され、東京都の食育研究指定地区となったことによるものであります。食育研究の事業を実施するために必要な経費を計上したものであります。

なお、財源は全額東京都の支出金であります。

8節報償費は4万円の増額で、講師謝礼であります。各学校の食育リーダーを対象に研修会を予定しております。

11節需用費、①消耗品費は食育に関する教材や書籍等の購入に充て、10万円の増額であります。

11節需用費、④印刷製本費は27万8,000円の増額であります。今年度、市が作成する農産物直売所マップを活用しまして、地場産物の旬の野菜を紹介するなど、イラストも用いましたマップを教育委員会で増刷をする計画であります。

12節役務費、①通信運搬費は郵便料1万円の増額であります。文書の送付に必要な郵便料であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。ありませんか。

ないようでしたら、私のほうから1点お願いします。

食育研究事業に伴って栄養士をとということですが、これは給食センターに栄養士が1名増になるということですか。

○阿部学校教育部長　今回配属されました栄養教諭1名につきましては、増員という形ではなく、籍は第一小学校、そして実際の勤務の場所としては第1給食センターということで、兼任といえますか、そういう事例でございます。

○鈴木委員長　ちょっと関連して、その方は今年度限りになるのでしょうか。

○阿部学校教育部長　そちらのほうは東京都の人事でございますので、わからないというのが正直なところでございますけれども、食育研究指定地区につきましては単年度ということでありまして、したがって、栄養教諭、栄養士としての配属とは必ずしもその期間は一緒ではないんじゃないのかなというふうには考えております。

○土田委員　国や都から支出されるものというのは、この金額は向こうから指定された金額ですか、それともこちらから要求したものかどうか。

それと、もう一つは引き算になっているのがあります。補正予算、三角がついているの、これはマイナスですか。この説明がないのでその説明、2つご説明ください。

○今城学校教育部参事兼指導室長　国、そして都の事業についてでございますが、これは国や都のほうで指定した金額であるのと同時に、こちらからの計画書によって決定された金額であるということでございます。

○阿部学校教育部長　一般財源に三角が表示してある部分ということだと思いますが、こちらにつきましては、事業費全体の中で一般財源は減り、国や東京都の財源をそちらのほうで賄うというケースでございますので、その関係でプラス、マイナスが表示されているものでございます。

○鈴木委員長　よろしいですか。ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長　質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第5号報告　事務の臨時代理の承認について（平成21年度東大和市一般会計補正予算（第1号）（教育費）について）、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第5号報告 事務の臨時代理の承認について（平成21年度東大和市一般会計補正予算（第1号）（教育費）について）、本件を承認と決します。

◎日程第4 第6号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第4、第6号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第6号報告 事務の臨時代理の承認につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター運営委員会委員に関しまして、市議会議員を除く委嘱につきましては平成21年5月21日にご承認いただきましたが、このたび市議会から次の任期の委員として、尾崎信夫氏並びに大后治雄氏を推薦いただきましたので、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、平成21年6月1日付で委嘱をさせていただいたものであります。

なお、任期は平成21年6月1日から平成23年5月31日までであります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 ないようですから、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第6号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第6号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）、本件を承認と決

します。

◎日程第5 第7号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について）

○鈴木委員長 日程第5、第7号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について）、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第7号報告 事務の臨時代理の承認について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱に関するものであります。本年6月1日からの公民館運営審議会委員につきましては、12名中市議会選出委員を除く11名につきましては、平成21年5月21日開催の第5回教育委員会定例会におきましてご承認をいただきました。1名が欠員となっておりましたが、平成21年5月26日付で市議会から尾崎利一氏が推薦されました。つきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、平成21年5月27日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定に基づきご報告し、ご承認をお願いするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第7号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について）、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第7号報告 事務の臨時代理の承認について（東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について）、本件を承認と決めます。

◎日程第 6 第 8 号報告 平成 21 年度東大和市社会教育関係団体連
合体に対する補助金の交付に伴う答申につ
いて

○鈴木委員長 日程第 6、第 8 号報告 平成21年度東大和市社会教育関係団体連合
体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第 8 号報告 平成21年度東大和市社会
教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申についてにつきまして、提
案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成21年 5 月19日付で教育委員会から社会教育委員会議へ諮問をした
補助金に対する答申を得たものであります。

答申内容につきましては、補助金総額384万6,400円及び交付内訳ともに諮問内
容と同額となっております。

なお、本答申には附帯意見がありましたので、ここで読み上げさせていただきます。

附帯意見、本市における社会教育関係団体連合体に対する補助金交付は、本市
の社会教育振興に極めて大きな役割を果たしております。

当今、社会教育では、国、都の施策として地域力の向上が挙げられており、本
市においても積極的な取り組みが見られ、社会教育委員の会議でも具体的な論議
をしております。このような動向の中で、社会教育団体等の活動に対する期待も
さらに高まっていくものと考えます。今後、新規の団体結成や連合体加入なども
想定され、厳しい市の財政状況ですが、社会教育活動が地域力を高める原動力の
一つという考えに立ち、予算措置について特段の配慮を望みます。

なお、昨年度まで補助金交付団体の公民館利用者連絡会が本 4 月解散に至った
ことは、社会教育振興の上からまことに残念なことです。「公利連」の解散の経
緯等から多くの課題を学び取り、社会教育関係補助金交付対象連合体のあり方
(交付対象連合体の定義や関係事項等) など、社会教育の振興、地域力の向上と
いう視点から抜本的な見直しが必要であることを申し添えますというものであり

ます。

なお、補助金につきましては、今後市の補助金交付要綱に基づきまして、交付決定等の手続を進めてまいりたいと存じます。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○小泉委員 2点お尋ねいたします。

この連合体の補助金交付要綱というもののなんですが、私もどのようなものか調べましたけれども、ちょっと詳しくわからないものですから、簡単でいいですので、どのようなことなのか、大まかなところをご説明いただけたらお願いいたします。

それから、もう一点ですが、附帯意見の中でもありましたように、公民館利用者連絡会が解散になったということですが、この解散が社会教育のさらなる前進を目指しての解散であってほしいなと願うものですが、この附帯意見の中に、今後新規の団体結成や連合体加入なども想定されとありますので、何か具体的に新たな団体の増えるようなことでもありましたらお聞かせください。

以上2点です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

○土田委員 僕も同じです。ここに書いてあるとおり、解散の経緯等、それから多くの課題を学びということがありますが、どういうことを学び取ったかという具体的に今おっしゃった同じような、できれば説明をお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 ほかはありませんか。では、交付要綱と公利連解散云々についてのご質問ですので、2点お願いします。

○高杉社会教育課長 1点目の交付要綱につきましては、こちらは単年度要綱になっておりまして、毎年度予算を積み上げた金額を各団体に、先日答申を行いました内容で同額のを積み上げて、その範囲で交付決定をしていくという要綱であります。

こちら、具体的には後日資料として提供させていただきます。

もう一点の公利連の解散なんですけれども、まずこの公民館利用者連絡会というのは三十数年間社会教育活動を継続してきました。その内容につきましては、公利連ニュースの発行でありますとか、社会教育に関連するテーマの講演会を長

らく実施してきました。ただし、公利連に加入するグループが減ることはありません、加わることがしばらくなかったんです。その長い間に全体が高齢化してしまいました。それで、今のうちに社会教育関係の事業を引き継いでくれるような団体を育てるとか、相手を見つけるというのをここしばらくテーマにしていたようなんですけれども、それも難しかったと。

それで、ここで新たに中央公民館に利用者連絡会が立ち上がったんですけれども、そちらのほうにもお話をしまして、社会教育的な事業を引き継いでほしいということであったんですけれども、新たな団体は公民館の利用を主に考えておりまして、社会教育的な事業を考える団体ではないということで、そういった内容の引き継ぎもできなかったものでございます。

ですから、これまで長い間補助金を活用して社会教育活動をしてきていたわけなんですけれども、それらの部分が消滅したと、社会教育委員としては社会教育が後退しないよう、これらの事例を酌み取って考えるべきというお話がございました。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

○長島中央公民館長 今、高杉課長からもお話ございましたが、この附帯意見の中の公民館利用者連絡会、略して公利連というふうに呼んでおりましたが、今ご説明いたしましたように長い歴史がありました。それで、解散に至った経過といたしましては、中央公民館に今利用グループが120ほどございますが、その中のほとんどのグループが組織された、そういった利用者連絡会というのが中央公民館には今までございませんでした。

唯一ございましたのが、約9グループにより加盟された公利連であったわけなんです、公民館といたしましては、利用者連絡会を立ち上げていきたいという長年の念願がございまして、ようやく今年の3月末に70グループによる中央公民館利用者連絡会というのを、これは公民館がつくったというよりも、利用者の方々が独自に自主的につくられた連絡会でございます。それができたということで、公利連は解散をしたという経過がございます。

ですので、公利連自体は、公利連という名前はなくなりましたが、グループとして中央公民館利用者連絡会に加盟する中の一つのグループとして引き続き活動はされているというふうに伺っておりますので、私どもとしては発展的解消とい

うふうにとらえております。

以上でございます。

○小泉委員 そうしますと、新しく中央公民館利用者連絡会が立ち上がったということなんですが、補助金がここには組まれていないわけですが、必要ないわけですか。

○窪田社会教育部長 今、小泉委員ご質問のとおり、新しく立ち上がりました中央公民館利用者連絡会という団体ですが、そちらには補助金は交付いたしません。先ほど社会教育課長がご説明いたしましたが、今までありました公利連といいますのは、公民館の利用者同士の連絡会だけではなく、例えばP連と一緒に講演会を開催するとか、多くの市民に向けて社会教育活動もしていたわけなんです。

市民に向けて活動していた社会教育活動に対して、今まで補助金を支出していましたが、今度新たに立ち上がった中公利連といいますのは、今まで地区公民館にもそういう蔵敷公民館連絡会、狭山公民館連絡会というのがありまして、その公民館の利用者だけで横のつながりで連絡をとって、公民館活動をよりよくしていこうという団体でございます。

今回、立ち上がりました中公利連も、ほかの地区館と同じように、中央公民館の活動を活発にして、横のつながりをとって活発にしていこうという意欲的な、前進する意味で立ち上げをいたしました。

先ほどお話が長島課長からありましたように、公利連の場合は最終的に9団体しか入っていない団体でしたので、70団体という団体に枠を広げて、横のつながりを広げ、公民館活動をさらに充実していこうという趣旨で新たに発足した会でございます。

したがって、市民に対して社会活動をするというのではなくて、利用者同士の発展をさせるという趣旨でございますので、今回の補助金の支出の対象等にはならないということでございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

○小泉委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 関連して1つお願いします。

こういうふうになったことによって、社会教育部や公民館としては、何か不都合とか困ったことが起きてくるとか、そういうことはないんでしょうか。

○窪田社会教育部長 直接、現在の公民館、社会教育課の事業に対して不都合が生

じるということは考えておりません。

○鈴木委員長 わかりました。

○土田委員 解散の経緯等から多くの課題を学びと言っているんですが、どんな課題が考えられるのでしょうか。

○佐久間教育長 この前、社会教育委員が答申を持ってきたときに話したんですけれども、一番問題は高齢化に対してどう対処するかということでした。あとはなかなか役員のなり手がいない、そういうのはいろいろな団体にも見受けられるんだという話が主でした。

○鈴木委員長 すみません、もう一点ですけれども、この附帯意見の一番最後の行に、抜本的な見直しが必要というふうに書かれているわけですが、これは教育委員会に対して附帯して意見を述べたものが届いたわけですね。そうすると、教育委員会で抜本的な見直しをしなければならないということになってくるわけでしょうか。

○窪田社会教育部長 社会教育委員から、この抜本的な見直しの具体的な内容についての説明はいただいております。

基本的には、市の財政状況もございますが、補助金が去年と今年は同額なんですけれども、近年の傾向としましては増額をしていかないということもございしますので、今回先ほどの公利連が解散になったことにより、予算措置上はまだ解散していませんでしたので、措置はされておりましたので、社会教育委員の意見としては、この公利連の予算措置をしていた補助金をほかの団体に割り振って増額して交付してほしいという意見がございましたが、市全体として考えますと、予算の措置を枠の中であるとはいえ、一部の団体にだけ補助金を増額するわけにはいきませんので、今までの予算編成上からして、昨年のときに一律何%カットという形でやってきましたので、教育委員会だけではなく、市の補助金全体をバランスをとるということも必要ですので、教育委員会としてはそれを各団体に割り振って増額することはできないという趣旨の説明を諮問のときに教育長からしていただきました。

その点について、社会教育委員の立場とすると、せっかく措置があるんだから割り振って足してやってほしいという要望がすごく強くありましたので、そういう意味でもう少し柔軟に対応してほしいというような趣旨もかなり込められているのではないかというふうに考えております。

そのほかに、具体的に補助金を交付する例えば要綱の見直しであるとか、内容的なことについての具体的なお意見はいただいておりますので、補助金を柔軟に交付してほしいという趣旨ではなかろうかというふうに考えております。

○高杉社会教育課長 抜本的な見直しの部分ですが、ただいま部長のほうからお答えしたような内容ではありますが、仕組みとしましたら、教育委員会から社会教育委員会が補助金の見直し等の諮問を受けることもございますので、この抜本的な見直しというのは、諮問を受けたときには考えることができますよという意味合いも込められております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

では、答申書をいただいておりますので、今年度はこのように運ぶことになると思いますし、附帯意見については、必要なときに必要な研究をしながら対応していくということによろしいですね。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第8号報告 平成21年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第8号報告 平成21年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 第23号議案 東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第7、第23号議案 東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、給食センターの運営に関する事項について審議する機関である東大和市学校給食センター運営委員会のもとに、専門的な事項について集中的に調査検討を行い、審議を深めるなど、必要に応じて専門部会を設置することができるようにするものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の後に規則の新旧対照表も議案資料としてお手元に差し上げましたので、これも参考にしながらお聞き取りいただきたいと思います。

まず第5条、これは会長及び職務代理者の規定であります、会長を置くことの明文の規定がありませんでしたので、第1項を「運営委員会に会長を置き、その選任方法は、委員の互選による。」と改めるものであります。

次、第7条を第8条とし、第6条の次に第7条として、専門部会の規定を加えるものであります。

第7条第1項は「運営委員会は、必要があると認めたときは、専門部会を置くことができる。」こと、第2項は「専門部会に属すべき部会員は、委員のうちから会長が指名する。」こと、第3項は「専門部会に部会長を置き、その選任方法は、部会員の互選による。」こと、第4項は、第5条、第1項を除きますが、及び前条の規定、これは会長及び職務代理者として、第2項は会長は運営委員会を代表し会務を総理すること、第3項は、会長に事故あるときは、会長をあらかじめ指名する委員がその職務を代理すること及び前条、これは第6条でありまして、会議についての規定を指しておりまして、第1項「運営委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。」こと、第2項「運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」こと、第3項「運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっておりますが、第7条第4項では、第5条第2項、第3項及び第6条の規定を専門部会の運営についても準用することとするものであります。

附則でありますけれども、この規則の施行日を平成21年7月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○小泉委員 新たにこの専門部会に関する条項を設置することなんです、

何かこのような条項を必要とするような例がございましたでしょうか。

○阿部学校教育部長　今回、補正予算も先ほどご報告申し上げましたが、給食センター、現在の第1センター、第2センターとも老朽化しておりますので、今後の学校給食のあり方、こちらを検討していかななくてはならない時期になっていると、そういうことも踏まえまして、給食センターの運営委員会は十分大きい組織でございますので、必要に応じて専門的な議論を深めていただくある程度小回りのきく部会というものを一般的にこういう委員会などは設けている例も多うございますので、今回組織として改正し、必要に応じて専門部会が設けられるようにしたと。

また、今委員のご質問にありましたように、給食センターの今後のあり方を検討していただきたいと考えておりますので、そのために設置したということでございます。

以上です。

○鈴木委員長　よろしいですね。

○小泉委員　はい。

○鈴木委員長　質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第23号議案　東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長　ご異議なしと認め、第23号議案　東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

◎日程第8　第24号議案　東大和市文化財専門委員の委嘱について

○鈴木委員長　日程第8、第24号議案　東大和市文化財専門委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長　説明をお願いいたします。

○佐久間教育長　ただいま議題となりました第24号議案　東大和市文化財専門委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、文化財専門委員は10人の方をお願いしておりますが、その10人全員の任期が平成21年6月30日をもって満了いたします。したがって、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの2年間の任期に委員を委嘱することについてご提案申し上げるものであります。

なお、委員10人につきましては、議案書にあるとおりであります。全員再任であります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようですから、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第24号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第24号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第9 第25号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第9、第25号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本案を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第25号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本案は、中央図書館の開館時間を増やすために改正するものであります。現在、中央図書館は、月曜日の午前中に日曜日に返却された図書等の整理のため閉館しておりますが、市民サービスの向上のため、平成21年7月27日から、他の市と同

様、午前10時から開館するとするものであります。

内容についてご説明申し上げます。

規則の新旧対照表もご参考にお聞き取りいただきたいと存じます。

別表、中央館の開館時間を月曜日午後1時から午後5時まで、水曜日、木曜日及び金曜日午前10時から午後7時まで、土曜日及び日曜日午前10時から午後5時までを、月曜日、土曜日、日曜日午前10時から午後5時まで、水曜日、木曜日及び金曜日を午前10時から午後7時までとするものであります。

なお、附則といたしまして、この規則の施行日を平成21年7月27日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○小泉委員 今、教育長のほうからご説明いただきまして、とてもうれしく思っております。

中央図書館の開館時間につきましては、地区館ではすべて10時から午後5時と統一されているのに対して、中央図書館のみが変則的な開館時間で、市民の声としてもちょっとわかりづらいねという声がありましたので、今回の変更に関してはとてもありがたく、またうれしく思っております。

また、施行日も7月27日ということですので、子どもたちの夏休み、また保護者の夏休みにも間に合ってくれたかなと思っております。大変ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかに。

○土田委員 これは図書館員の増員が伴うわけでしょうか。

○窪田社会教育部長 人数につきましては、現状のままで対応ができるということでございます。実際には、内部のほうでしばらくの間増員しないで行けるかどうかという調査と訓練みたいなものをしまして、それで何とか増員あるいは臨時職員の雇用なく開館できるという見込みがつきましたので、夏休み前から施行できるようにというふうに改めて、7月から月曜日の午前中も開館できるようにしたものでございます。

○土田委員 それは、従来のメンバーどおりということになりますと、時間外労働が増えるということになるんでしょうか。

○松井中央図書館長 まず第1に、臨時職員の方につきましては、日を1日ずらしております。例えば、火曜日に3人必要なところを1人を月曜日に持ってくる。それとあと正職員につきましては、分館への応援を廃止しました。分館では、土日は従来ですと必ず2人正職員がいたんですけれども、それを2人と1人ということにしまして、中央館からの応援を中止しました。分館には少し負担になっておりますけれども、それも試行しまして何とかなるということで決定しました。

以上です。

○鈴木委員長 ほかほございませんか。

私も、これは市民にとっては大変ありがたいんですけれども、今までの経過もあって、職員の協力と努力がかなり必要になってくる規則の改正かと思いますが、こういう方向で改善されてきたのはありがたいと思いますので、順調に軌道に乗るように、よろしくお願ひしたいと思います。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第25号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第25号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

◎日程第10 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第10、その他報告事項を行います。

報告事項1、公立学校施設の耐震改修状況調査結果について、本件の報告をお願いいたします。

○堂垣建築課長兼教育施設担当副参事 資料その他報告(1)をご覧いただきたいと思います。

先週の16日火曜日ですけれども、今年1月1日時点における公立小・中学校の耐震化状況の結果が文部科学省から発表されました。この中には、都道府県ごと、市町村別ごとに公立学校の耐震化率が発表されております。

お手元の資料は、発表された中の26市の部分をそのままコピーしたものでございます。既に新聞等でも発表されておりますが、耐震化率の欄の数字のとおり、

当市の状況は、耐震化率が36.1%で、26市の中で最も下位でございます。

前年度前倒しで4校、計5校の診断を実施し、今年は既にこの5校についても基本設計を発注したところでございます。来年度には、5校舎の工事に持ち込みたいと考えております。さらに、今年残りの3校舎の診断を実施しております。

このように前倒しをしておりますが、診断、補強設計等を進めて工事となりますこと、また各市も前倒しをしておりますので、今後も下位の状況は続くものと思っておりますが、昨年度策定しました現在の前倒し計画を着実に進めたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

じゃ、私のほうから1点、耐震化工事のことにはよくわかりましたのでよろしくをお願いします。

それと1点、ちょっと外れますけれども、第七小学校に行ってみましたら、児童用のトイレ、床面が張りかえてあって、衛生状態や臭気の状態が前よりも非常に改善されていると思いました。それで、職員に聞いても大変よくなったというお話がありまして、ありがたく思っ帰ってきました。金のかかること、耐震化のこともありますけれども、トイレのほうの改善もまた広げていってくださるようお願いしたいと思います。

質疑を終了いたします。

報告事項2、学校運営連絡協議会委員の委嘱について、本件の報告をお願いいたします。

○布宮統括指導主事 資料その他報告（2）をご覧いただければと存じます。

学校運営連絡協議会委員会委員名簿が小学校4校、一小、三小、七小、八小、中学校4校、一中、二中、四中、五中から提出されましたので、別紙のようにご報告申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○土田委員 これは全校にある協議会かと思いますが、提出される期限はないんですか。

○布宮統括指導主事 前回の教育委員会定例会においてこれ以外の小・中学校が提出されており、これで全校提出されたことになります。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかがございませんか。

1点お願いします。第三小学校ですけれども、第三小学校のPTA会長はメンバーに入っていないんです、自校の会長が。経過は指導室ではつかんでいないと思いますけれども、ちょっと自校のPTA会長が入ってなくて、他校のPTA会長が入っているところは、私は疑問に感じましたので、ちょっと確かめておいてください。

○布宮統括指導主事 確認をさせて、またご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項3、東大和市立小・中学校における新型インフルエンザ対応指針（暫定版）について、本件の報告をお願いいたします。

○阿部学校教育部長 本日お手元にお配りさせていただきました東大和市立小・中学校における新型インフルエンザ対応指針（暫定版）につきましてご説明申し上げます。

教育委員会では、6月24日にただいまご報告申し上げました指針を策定いたしました。現在、学校長を通じまして全教職員に配布し、今後この指針に基づきまして適切な対応を進めていきたいと考えております。

なお、この指針は、学校長の代表と、また教育委員会の事務局で構成する策定委員会でもとめたものでございます。

なお、今後の状況変化等に対応する必要がある場合がございますので、適宜修正が必要な場合に備え、暫定版という表示をいたしました。後ほどご参照いただければと存じます。

以上です。

○鈴木委員長 開会のときの私のミスで、資料の確認を今日の分していませんでした。今の説明の資料は各委員に届いていることと思いますので、ご覧になってお願いをします。

報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第6回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時10分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 小泉 美佐子